

7-6 SENACSA (国立家畜衛生センター) の質問書に対する回答 (パラグアイ)

国立家畜衛生サービス
SENACSA

付属書 I

JICA の「南米家畜疾病防除計画調査団」

質問票

1. 家畜疾病防除に関する一般情報
 - 1) 疾病防除に関連する政策及び活動計画
 - 2) 関連組織の名称、位置、活動及び組織図
 - 3) 疾病の現況及び問題点(発生状況、防除のための対策、活動)
 - 4) 疾病に関連する行政サービス、研究及び試験
 - 5) 疾病防除に関する技術協力の要望
2. 南米における家畜疾病防除部門における広域協力案件
 - 1) 広域案件への参加の意図
 - a) この広域案件スキームへの参加が妥当な国は？
 - b) なぜその国か？
 - c) これらの国に対する意見と参加候補国に対する期待とその範囲。
 - 2) 貴国において参加の候補となる機関は？
 - 3) 広域案件における課題、利用できる資源
人材、組織、機材、設備、組織の役割。
 - 4) 広域案件における優先課題。
 - a. 人材育成部門
技術者、研究者、事務員又は教育者。
 - b. 組織部門
教育、研究、ワクチン製造及び薬品や畜産物の品質管理組織、疾病の情報、対応すべき優先度の高い疾病。
 - 5) 実施中の関連案件
 - a. ドナーによるもの
 - b. 地域内との協力について
 - c. 国内組織について
 - 6) 既存の限定要因及び広域案件を実施し、国際及び国内基準を遵守するために予定されている手順。

回答

1. 国立家畜衛生サービス(SENACSA)は、口蹄疫、豚コレラ及びニューカッスル病の撲滅、牛のブルセラ病、牛の結核及び馬の伝染性貧血病の防除と撲滅、そして牛の狂犬病防除を使命とする機関である。

この組織は、同時に総局長を務める理事長と6名の正規委員と5名の補欠によって構成される理事会によって率いられている。理事は農牧省(2名)、国立アスンシオン大学獣医学部(2名)、パラグアイ農村連盟(4名)、パラグアイ獣医連盟(2名)の推薦により行政権が決定する(正規委員及び補欠を含む)。

計画された活動を実施するために、組織は研究所部門、技術サービス部門、総務、事業調整部門、地方部門によって構成されている。

サービス・エリア

SENACSAは19の区域事務所、65地方事務所、19固定検査事務所、4監督所と地域事務所を全国に配置しており、国土の100%に達している。(地図を参照)

組織の業務

前述したように、疾病の対策として、特定計画を有しており、様々な活動が予定されると共に夫々の指標を定めている。

当組織が提供するサービスは、畜産農家に向けたものである。実施される活動は、SENACSAが所管する疾病のために策定されている国家計画に含まれているものである。これらの計画は、5ヵ年毎に更新されている。

提供する役務の主な内容は、診断、普及、生物的防除及び各疾病の防除又は撲滅のための特定現地活動である。

疾病別の内容

口蹄疫

地方レベル：小囊の疾病の疑いのある通達の緊急的な対応。疫病監視：口蹄疫のビールス媒体を探索するため seroepidemiologica 研究を通じて、牛の口蹄疫の抗体レベルの把握。運搬管理：国家計画で要求する衛生状況及び資料を有した動物の運搬を図る。研究：全国レベルで口蹄疫のビールス活動を探知するための様々な研究。衛生教育：生産者及び住民の活発的な参加を図っている。

研究所レベル：病原体の診断及び認定、VIA 試験(感染に関連するビールス)、EITB、LEF、ELISA、口蹄疫の抗体レベルの判定、そして口蹄疫ビールスの媒体の探索。BIOTERIO：研究所のニーズを補うためにねずみ、モルモット及び兎の生産を行っている。

狂犬病

地方レベル：危険地域における予防接種。衛生教育、発生中心地の管理、運搬管理、研究、監督、疫病調査。

研究所レベル：診断：全ての種類において直接発光性免疫 (inmunoflorecencia directa) 及び授乳期のネズミへの接種(生物試験)によりもの。ワクチンの管理：NIH テストによる。牛型ワクチンの製造：contrainmunoelctroforesis 技術による狂犬病の抗体の認証。研究。

ブルセラ病

地方レベル：予防接種、衛生教育、陽性反応を示した動物の探索と処分、運搬管理、疫病的監督、設備の消毒。

研究所レベル：診断：血清学(serologico)：6つの技法(プラケットとによる迅速的なもの、試験管による緩慢的なもの、カードテスト(Card Test)、2 MERCAPTO ETANOL、ミルク・リン

グ(anillo en leche)、コンプリメントの固定(fijación en complemento))。細菌学：様々な検体(墮胎、血液、消化物、胎児等)からのブルセラの分離及び同定。

ここでは、Brucela Abortus Biotipo 1(牛の)、Brucela Melitensis Biotipo 1(ヤギ及び人間から)、Brucelas suis(豚)、及び Brucela Ovis(羊)が分離されている。管理：販売される全てのワクチン。製造：診断用の抗原体 5 種。

結核

地方レベル：衛生教育、陽性反応の動物の探索と処理、運搬管理、疫病監督、研究と施設の消毒。

研究所レベル：診断関係：細菌、様々な種類の動物から得た検体によるミコバクテリア(micobacterias)の培養と同定。製造：皮下注射による診断のための牛型ツベルクリン PPD(Tuberculina bobina PPD)。

ニューカッスル、豚コレラ、牛の伝染性貧血

これらの活動は法律第 99/91 号によって SENACSA の活動に含まれており、現在計画の実施段階で、人材の訓練、他の期間との協定、月間及び 6 ヶ月報告による疫病の監視が行われている。

研究：

この活動は、SENACSA が担当する全ての計画で行われている。

口蹄疫

- ◆ 動物が結集される場所(家畜展覧会)、運搬中の牛群、畜産施設等において牛でのビールス活動を探索するため、血清による監視を行っている。
- ◆ 全国の牛での口蹄疫のビールス活動がないことを証明するための血清による疫病的監視(vigilancia seroepidemiologica)を行っている。
- ◆ 口蹄疫に対する抗体の水準の判定。
- ◆ 小囊の病気のための区別診断。

ブルセラ病

- ◆ ブルセラ病を診断するために他の種類の動物に対する血清的検査。
- ◆ 様々な種類の動物及び人間より血液の検体を採取し、ブルセラの隔離と同定。

結核

- ◆ 動物各種のミコバクテリアの分離と同定。

狂犬病

- ◆ 牛の狂犬病にたいするワクチンを様々な濃度で製造し、このワクチンにより得られた免疫の持続性を評価。
- ◆ コウモリの洞窟におけるビールス活動の判定。

ニューカッスル

- ◆ 生体で鶏を取引するセンターにおいて、血清的、(hisopado cloacal y traqueal)の検査を行うと共に、野生の鶏でも行い、ニューカッスル病のビールス活動が無いことを確認する。

豚コレラ

- ◆ 血清による監視と冷蔵業者及び養豚場の豚から採取された血清の検体から疫病のトレースを行う。

ワクチンの製造及びその他に使われる製品の流通、輸入、輸出

口蹄疫

2000年10月23日の政令第10.863号により、国内では口蹄疫に対する予防接種が義務付けられている。

使用されるワクチンは、国内で製造されたものや、民間業者によって輸入されたものがあり、SENACSAの研究所で検査されている。

牛の狂犬病

リスクがあると考慮される地域で使用されているワクチンは民間業者によって輸入されており、SENACSAの研究所で検査されている。

牛のブルセラ病

ブルセラ病は、この病気の診断のための抗原体を製造し、組織の地方研究所に提供するとともに、LIDIAV及び民間の1業者の様にこの病気の診断の実施がみとめられた研究所にも提供している。

対ブルセラ病用のワクチン CEPA Abortus B19 は民間の業者によって輸入されており、SENACSAで検査している。

牛の結核

結核課は、牛のツベルクリン PPD を製造しており、組織の地域及び地方事務所に配布すると共に、計画実施を目的として要望のある専門獣医にも配布している。

診断、製造及び生物的防除に関し、SENACSA はパン・アメリカン口蹄疫センター及びパン・アメリカン食料・動物原性感染症防除院(INPPAZ)の様な国際的照合機関に送付している。

豚コレラ及びニューカッスル

豚コレラ及びニューカッスルのためのワクチンの製造は、中国政府(台湾)及び獣医学部の技術協力によって行われている。

パラグアイで口蹄疫、ブルセラ病、結核、狂犬病、ニューカッスル、豚コレラ及び馬の伝染性貧血防除で得られた成果

口蹄疫

- ◆ 1992年より、全国レベルで口蹄疫撲滅のための国家計画の制定。
- ◆ 口蹄疫撲滅のためのラ・プラタ留意区協定等地域的な計画への統合。
- ◆ 1992年より、全国で油性の口蹄疫ワクチンを導入。
- ◆ 油性の補助剤を利用した口蹄疫ワクチンの国内製造。
- ◆ 国内で使用される口蹄疫ワクチンの全ての検査。
- ◆ 口蹄疫とは異なる疾病の研究所における迅速的な診断。この地域ではパン・アメリカン口蹄疫センターが照合機関として機能している。
- ◆ 畜産施設レベルにおいて衛生施設が増加及び改善されている(柵、足枷、枷等)。
- ◆ 疾病に対する認識及び社会経済的なリスクに関する知識が住民の中で向上している。
- ◆ 地域的に口蹄疫に関する畜産施設及び疫病的特長の明確化。
- ◆ 疫病的特長に応じた地域的な対策。
- ◆ 全国範囲の活発的な疫病監視体制。
- ◆ データの電子的処理及び地方レベルにおいてコンピュータへのCATAPRO(生産者登録管理システム)ソフトの導入。
- ◆ 冷蔵業者において、生前及び死亡後の疫病監視体制の強化、様々な診断(ブルセラ病、結核、VIA等)のために検体採取を目的として展覧会及び展示会等での動物の結集、畜産施設への訪問、家畜の検査のための移動及び固定の検疫体制、地方事務所を訪問する畜産農家との面談。
- ◆ 検疫体制の強化。

- ◆ 国際的な疫病に関する情報の交換制度。
- ◆ アルゼンチン、ブラジル、ボリビア及びウルグアイとの防疫協定。
- ◆ 西部では 94 年 3 月、東部では 94 年 9 月から口蹄疫の臨床的発症が認められていない。
- ◆ 予防接種の条件下による口蹄疫フリー国としての認証を国際獣疫事務所(OIE)より、1997 年 5 月より付与され、1998 年、1999 年及び 2000 年に再認証されている。
- ◆ 国立動物衛生緊急委員会 (Comisión Nacional de Emergencia Sanitaria Animal, SINAESA)の結成。

ブルセラ病

- ◆ スタンダード化された技術による分析結果の保証。INPPAZ がこの地域の照合機関である。
- ◆ プラケット試験、rosa de bengala、試験管及びミルク・リンク・テスト等診断で利用される全ての抗原を製造及び検査するとともに、計画で発生するニーズも満たし、過剰分で国内の他の研究所に供給している。
- ◆ 国内で使用される全てのブルセラ病のワクチンの検査。
- ◆ ブルセラ菌の分離と同定(Bs. Abortus 及び Br. Melitensis biotipo 1)。
- ◆ 地方の自治体及び首都の市役所との協定のほか、東部及び西部のメノニータ移住地との協定。
- ◆ 全ての展覧会や競売、展示会や畜産の輸入における疫病の監視。
- ◆ 陽性体の診断と排除。
- ◆ Sommerferld, Bergthal 及び Luz y Esperanza (J. E. Estigarribia,カアグアス県)のメノニータ移住地のブルセラ病及び結核にフリー地域宣言。
- ◆ フリー群の認証。フリー宣言された地域又は場所の維持。
- ◆ 牛乳生産地域における撲滅計画と肉牛での防除計画。
- ◆ データの電子処理。

結核

- ◆ 動物に利用される PPD ツベルクリンの製造と検査は INPPAZ/OPS/HPV によって保証されており、計画のニーズを補っている。
- ◆ 地方の自治体及び首都の市役所との協定のほか、東部及び西部のメノニータ移住地との協定。
- ◆ 全ての展覧会や競売、展示会や畜産の輸入における疫病の監視。
- ◆ 陽性体の診断と排除。
- ◆ Sommerferld, Bergthal 及び Luz y Esperanza (J. E. Estigarribia,カアグアス県)のメノニータ移住地のブルセラ病及び結核にフリー地域宣言。
- ◆ フリー群の認証。フリー宣言された地域又は場所の維持。
- ◆ ツベルクリン反応を示した動物から micobacterium bovis の隔離と同定。
- ◆ データの電子処理。

狂犬病

- ◆ スタンダード化された技術による分析結果の保証。INPPAZ がこの地域の照合機関である。
- ◆ 狂犬病計画に関連する人材への予防接種。
- ◆ 家畜の死亡率、家畜の噛み傷、コウモリの巣及びビールス活動の応じて、吸血蝙蝠が媒介する狂犬病の危険地域の特定化。
- ◆ 他の組織に統合している情報システムと SENACSA が毎月発行する疫病雑誌での広報。
- ◆ 牛に利用するワクチンの製造。
- ◆ 狂犬病に陽性と反応した吸血蝙蝠の捕獲。
- ◆ 犬の狂犬病防除のため厚生省との連携。

豚コレラ

- ◆ 1998 年より撲滅計画の導入。
- ◆ 発生中心地の対応及び撲滅。
- ◆ 情報及び監視体制の維持。

- ◆ 中国政府及び獣医学部(FCV)の技術協力により、小規模農家にワクチンを無償で配布。
- ◆ 豚の運搬登録及び許可制度の導入。
- ◆ 展覧会、展示会及び輸出に向けた豚の100%を衛生管理。
- ◆ SENACSA の決議第 164/2000 号により、当国の東部地域(チャコ地方)は、予防接種の条件無しでフリー地域と認証。

ニューカッスル

- ◆ 1998 年より撲滅計画の実施。
- ◆ 情報及び監視体制の維持。
- ◆ 中国政府及び獣医学部(FCV)の技術協力により、小規模農家にワクチンを無償で配布。
- ◆ 鶏の運搬登録及び許可制度の導入。
- ◆ 展覧会、展示会及び輸出に向けた鶏の100%を衛生管理。
- ◆ SENACSA の決議第 393/2000 号により、当国をニューカッスルフリー国として認証。
- ◆ 政令第 11469/2000 号により、当国をニューカッスル・フリー国として宣言。

馬の伝染性貧血

- ◆ 研究所による診断。
- ◆ 陽性反応の動物の排除。
- ◆ 展覧会、展示会及び輸出に向けた馬の100%を衛生管理。
- ◆ フリー施設の認証と維持。

国際協力

恒常的に国際機関の指導があり、業務の密接な関係と連携を可能としている。

9.1 国際機関

ブラジルのリオ・デ・ジャネイロに位置するパン・アメリカン口蹄疫センター(CPFA)を通じてパン・アメリカン衛生機構とアルゼンチンのマルティネスに位置する食料及び動物原性感染症防除院(INPPAZ)。また、アメリカ農業協力院(IICA)、国際獣疫事務所(OIE)、ドイツ技術協力団(GTZ)、メルコスール、国際協力事業団(JICA)、ヨーロッパ共同体(EU)等の協力も得られている。

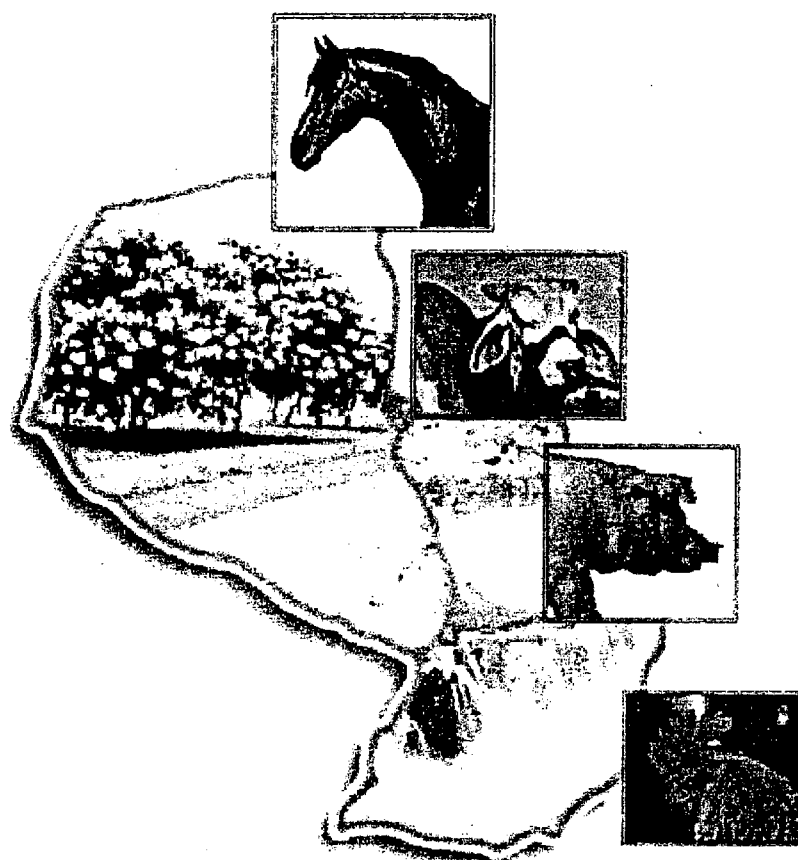
パラグアイは、SENACSA を通じて、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ及びボリビアと共にラ・プラタ流域口蹄疫撲滅のための協力協定を公式に署名している。これは当国の衛生計画や政策に有効な効果を発揮している。

7-7 SENACSA (国立家畜衛生センター) の組織概要 (パラグアイ)



パラグアイ共和国
畜産官房

国立家畜衛生サービス(SENACSA)



組織概要
2001年度

目次

1. 組織

- 1.1 法的枠組み
- 1.2 組織構成
- 1.3 サービス・エリア
- 1.4 資金
- 1.5 人材
- 1.6 調整業務

2. 組織が担当する衛生事業

- 2.1 口蹄疫撲滅のための国家計画
- 2.2 牛のブルセラ病防除及び撲滅のための国家計画
- 2.3 牛の結核防除及び撲滅のための国家計画
- 2.4 ニューカッスル病のフリー国として維持するための国家計画
- 2.5 豚コレラ撲滅のための国家計画
- 2.6 牛の狂犬病防除のための国家計画
- 2.7 馬の伝染性貧血防除及び撲滅のための国家計画

3. 研究

- 4. 生物製品の生産と管理
- 5. 組織的政策
- 6. 達成された成果
- 7. 情報システム
- 8. 動物衛生のための緊急体制(SINAESA)
- 9. 国際協力

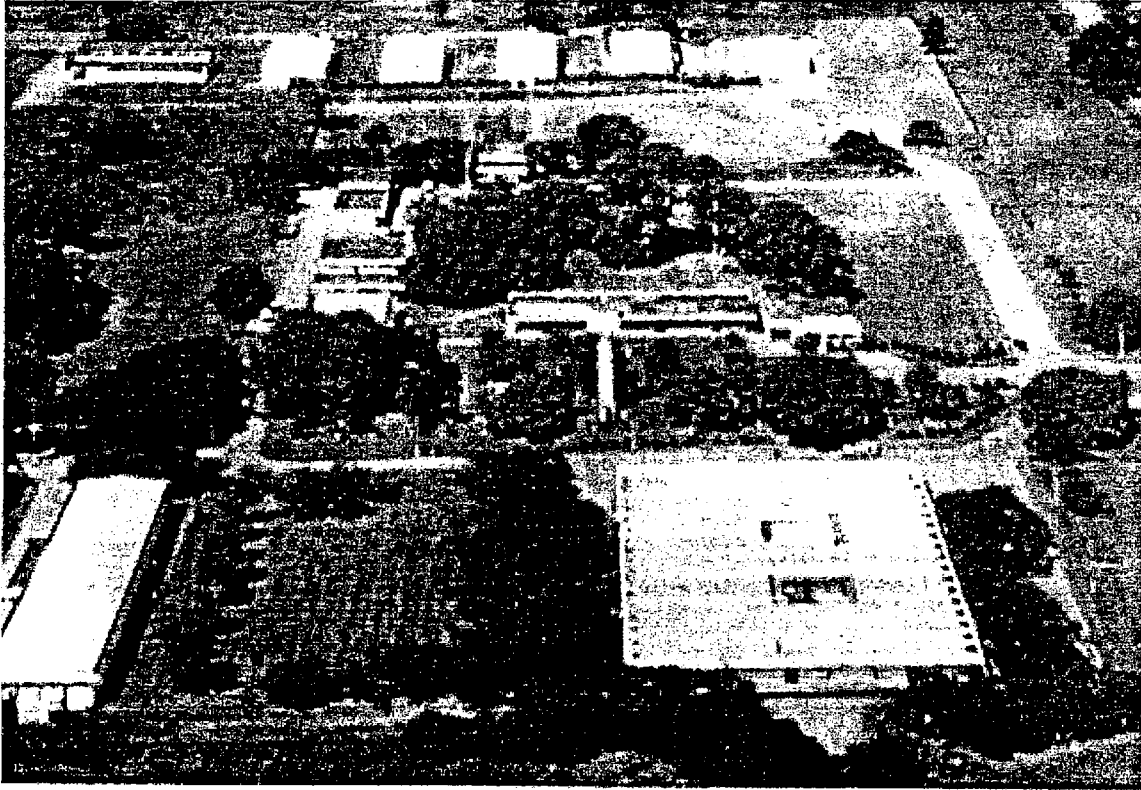
付属書 1

- 組織図

付属書 2

- 位置図
 - 地域及び地方事務所
 - 運搬管理事務所
 - 通信手段
 - 交通手段

国立家畜衛生サービス
(SENACSA)



SENACSA(中央事務所)の施設の航空写真

国家家畜衛生計画

- 1 口蹄疫撲滅のための国家計画
- 2 牛のブルセラ病防除及び撲滅のための国家計画
- 3 牛の結核防除及び撲滅のための国家計画
- 4 ニューカッスル病のフリー国として維持するための国家計画
- 5 豚コレラ撲滅のための国家計画
- 6 牛の狂犬病防除のための国家計画
- 7 馬の伝染性貧血防除及び撲滅のための国家計画

住所： マリスカル・エスティガリビア通り 10 1/2km 地点-サン・ロレンソ市

私書箱 1110 番-パラグアイ-アスンシオン

電話： 505-727、 501-862 ファックス： 507-863

E-MAIL : senacsa@uninet.com.py - www.uninet.com.py/senacsa

国立家畜衛生サービス (SENACSA)

組織概要

1. 組織

国立家畜衛生サービスは、行政独立機関であり、行政との連携は農牧省を通じて行っている。目的は、口蹄疫、豚コレラ及びニューカッスル病の撲滅、牛のブルセラ病、牛の結核及び馬の伝染性貧血の防除と撲滅、そして牛の狂犬病の防除である。

1.1 法的枠組

SENACSA の法的枠組は、現在、設立法である法律第 675/75 号、及びその補足である法律第 1289/87 号を改訂・補足する法律第 99/91 号に基づいたものである。

法律第 99/91 号は、動物衛生管理サービスの拡大及び既存の資源の合理的な利用に伴い、口蹄疫、狂犬病、ブルセラ病及び結核のほかに、衛生問題であり、大半の生産者の社会・経済的な利害を保障するために必要と考慮される馬の伝染性貧血、ニューカッスル及び豚コレラを含むものである。

政令第 15565/92 号では、口蹄疫撲滅のための国家計画が承認され、その実施が国益的に優先であると宣言されている。

法律第 808/96 号は、「口蹄疫の撲滅」を制定するものであり、リスクのある敷地、公共道路に放置されている動物の処理、動物群の結集、予防的屠殺又は動物の衛生的な処分等重要な技術措置を含んでおり、発祥地域の疫病の特性、フリー宣言の有無等を考慮し制定しており、この法律で定められる様々な資金源を資源として賠償を定めるものである。

現在、法律第 99/91 号に含まれる計画の細則法案が策定・検討されている。

また、現在行政の支援のみを行っている委員会の代替として、地域及び区域委員会(既に機能している)が衛生事業の企画、実施及び管理のための参加型組織として規制が既に設けられている。

口蹄疫、ブルセラ病、狂犬病及び結核の防除及撲滅のための国家計画での診断、またこれらに利用する生物製品及び獣医学製品を製造する施設の監督及び機能を規制する政令第 4642/99 号を改訂する政令第 18362/86 号によって、診断技術、そしてそれら獣医学製品の製造及び管理も規制されている。

法律第 808 号の第 10 章及び 11 章「倍賞について」及び「査定委員会」の第 12 条及び 14 条を規定する政令第 4.215 号。

全国において口蹄疫の予防接種を規定する 2000 年 10 月 23 日の政令第 10863 号。

国家計画を制定する政令

- 政令第 39616/78 号： 口蹄疫に対する国家運動を規定するもの。
- 政令第 14565/92 号： 口蹄疫撲滅のための国家計画を承認し、この病気の撲滅を国益性のあるものとして宣言するもの。
- 政令第 14732/96 号： パラグアイを予防接種の条件でフリーとして宣言するもの。
- 政令第 10101/00 号： 政令第 2592/78 号を改訂し、牛のブルセラ病の防除及び撲滅のための国家計画を規定するもの。
- 政令第 18613/97 号： 牛の結核の撲滅のための国家計画を規定するもの。
- 政令第 1396/78 号： 牛の狂犬病への国家対抗運動を制定し、規制するもの。
- 政令第 17757/75 号： 馬の伝染性貧血(AIE)を伝染病として宣言し、防除のための衛生基準を制定するもの。
- 政令第 9965/00 号： 馬の伝染性貧血を防除及び撲滅するための国家計画を規定するもの。
- 政令第 21788/98 号： 豚コレラ撲滅のための国家計画を承認するもの。
- 政令第 21946/98 号： 豚コレラ撲滅のための国家計画を規定するもの。
- 政令第 21797/98 号： ニューカッスル病撲滅のための国家計画を承認するもの。
- 政令第 21945/98 号： ニューカッスル病撲滅のための国家計画を規定するもの。
- 政令第 11469/00 号： パラグアイを「ニューカッスル病フリー国」として宣言するもの。

1.2 組織

この組織は、同時に総局長を務める理事長と 6 名の正規委員と 5 名の補欠によって構成される理事会によって統制され、理事は農牧省(2 名)、国立アスンシオン大学獣医学部(2 名)、パラグアイ農村連盟(4 名)、パラグアイ獣医連盟(2 名)の推薦により行政権が決定する(正規委員及び補欠を含む)

計画された活動を実施するために、研究所総局、技術サービス総局、運営/財務総局及び地方総局(事業のコーディネータ、地域及び地方監督事務所)が設けられている。

サービス・エリア

SENACSA は、19 の地域事務所、65 の地方事務所、19 の固定運搬検査所、4 の検査所及び事務所を全国に配分しており、国土の 100%を達成している。

当組織は、約 8,900,000 頭に達する、100,000 人以上の生産者に対応している。

1.4 資源

1.4.1 資金源

SENACSA は国家予算に依存しており、大蔵省より配分されている。この内 45%が一般財源、52%が特別財源(法律 808/96 号)、そして 3%が自己財源である。

1.5 人材

SENACSA の動物衛生事業に関連する人材 2000 年—パラグアイ

レベル	専門家	人材		
		技術補助	事務員	人材計
中央	48	a) 2	139	189
研究所	27	b) 25	11	63
地方	104	c) 236	67	407
計	179	263	217	659

a) 獣医、弁護士、設計技師、生物学者、経済学者を含む。

b) 獣医、生物学者

c) 獣医

注：人材部が提供した情報によるもの。

出展：SENACSA、統計課。

1.6 連携：公共及び民間部門との

共同作業を行なっている組織として最も顕著なものは、パラグアイ農村連盟、獣医学部、公共衛生及び社会福祉省、チャコ開発委員会、警察組織、地方及び首都の市役所、畜産基金、納税官房、協同組合、民間の獣医等が挙げられ、これの活発的な衛生事業への参加を促している。

また、より顕著なものとして、SENACSA と軍隊の連携が挙げられ、これについては法律に従い、次の活動を行なっている。

- SENACSA の通行管理事務所の安全保障を行っている。
- 家畜の河川運搬の管理を行なっている。
- ヌエバ・アスンシオンにおいて軍隊と連携して予防接種の条件でフリーとされている地域の管理を、ボリビアとの国境を主として、行なっている。

当組織は、国家衛生事業にのなかで、動物原性感染症に関するものに特定し、情報、ブルセラ病の血清的及び細菌的診断(*Diagnostico serologico y bacteriologico*)、結核及び狂犬病の診断、ブルセラ病、結核、口蹄疫及び狂犬病に関連する様々な研究の分野で支援を行なっている。

2. 組織が担当する衛生事業

当組織が提供するサービスは畜産農家に向けたものである。行なう活動は SENACSA が担当する国家計画に含まれたものであり、次の通りである。

- 口蹄疫の撲滅。
- ニューカッスルフリー国として維持。
- 豚コレラの撲滅。
- 牛のブルセラ病の防除と撲滅。

- 牛の結核の防除と撲滅。
- 馬の伝染性貧血の防除と撲滅。
- 牛の狂犬病の防除・

提供するサービスは主に、診断、生物製品の製造と管理、現地での特定活動(監督、運搬管理、疫病の監視、普及等)である。

公共衛生部門では、SENACSA は、疾病の衛生防除のため厚生省、市役所と協定（法律 99/91 号を通じて）結んでいる。

また、SENACSA は公共衛生及び社会福祉省が実施している、犬の狂犬病の予防接種事業の実施に活発的に参加している。

2.1 口蹄疫撲滅のための国家計画

総体目的

「予防接種の条件で口蹄疫フリー国」として認証された状態を維持する。

特定目的

- 口蹄疫の予防接種を行ない、国内の牛群を保護する。
- 口蹄疫の影響をうける動物の運搬が衛生的に適切な条件で行われるように保障する。
- 事業に関連する組織を通じて、住民の実質的な支援を得る。
- 口蹄疫のビールス活動及びビールスの媒体を適時に発見する。
- 国内で発見された口蹄疫の発生中心地を全て撲滅する。
- 事業の目的を達成するため、職員及び住民の育成を行い、意欲を維持する。
- 衛生活動を支援するために必要な研究所での診断を適時に行なう。

この計画は7つの基本計画より成っている。

- 予防接種：予防接種の促進と監督。
- 運搬管理。
- 住民支援。
- 衛生的緊急事態(発生中心地の撲滅)。
- 活発的な監視。
- 育成と動機付け(衛生教育)。
- 研究所での分析。

衛生状況

家畜衛生に関する国際的な照合機関である国際獣疫機構(OIE)によって認証されている「予防接種制度付きの口蹄疫フリー国」。1997年に達成した衛生状況であり、毎年再認証されている。

2.2 牛のブルセラ病防除及び撲滅のための国家計画

目的

- ホタ・エウロヒオ・エスティガリビア区(カアグアス県)の牛乳生産地域における牛のブルセラ病フリー地域として衛生的認証を維持する。
- 国内の牛群及び生産地域においてブルセラ病の流行を減少する。
- 国内の様々な地域にある牛乳生産移住地のために、フリー牛群の認証及び再認証を獲得する。
- 肉牛のための畜産農家での「問題」を把握する。

活動範囲

- アスンシオン及び県都の牛乳生産地域の農家。
- 全国の様々な地域に位置する牛乳生産移住地又は協同組合。
- 牛乳加工工場。
- 肉牛生産農家。
- 牛肉の加工を行う冷蔵業者及び屠殺場。

サブ・プログラム

- 陽性反応を示した動物の診断、焼印及び処分。
- 生物製品の生産。
- 運搬管理。
- フリー群及び地域の認証。
- 衛生教育。

2.3 牛の結核撲滅のための国家計画

目的

- ホタ・エウロヒオ・エスティガリビア区(カアグアス県)の牛乳生産地域における牛の結核フリー地域として衛生的認証を維持する。
- 国内の牛群及び生産地域において結核の流行を減少する。
- 国内の様々な地域にある牛乳生産移住地のために、フリー牛群の認証及び再認証を獲得する。
- 肉牛のための畜産農家での「問題」を把握する。

活動範囲

- アスンシオン及び県都の牛乳生産地域の農家。
- 全国の様々な地域に位置する牛乳生産移住地又は協同組合。
- 牛乳加工工場。
- 肉牛生産農家。

- 牛肉の加工を行う冷蔵業者及び屠殺場。

サブ・プログラム

- 陽性反応を示した動物の診断、焼印及び処分。
- 生物製品の生産。
- 運搬管理。
- フリー群及び地域の認証。
- 衛生教育。

2.4 ニューカッスル病フリー国として維持するための国家計画

目的：ニューカッスル病フリー国として衛生的認証を維持する。

サブ・プログラム

- 疫病的監視。
- 予防接種。
- 研究所による診断。
- ワクチンの製造。
- 衛生教育。
- 運搬管理。
- 情報システム。

2.5 豚コレラ撲滅のための国家計画

目的：

豚コレラ・フリー地域(当国の西部地域)を維持する。豚コレラ・フリー国としての資格を獲得する。

戦略

- 活発的な疫病監視。
- 発生中心地の管理。
- 計画によって判定された地域の制度的及び強制的な予防接種。
- 畜産官房、獣医学部、中国政府の技術協力団及びアメリカ農業協力院(IICA)との組織的な連携。
- 関連する部門との協定
 - 生産者団体。
 - 獣医協会
 - 市役所、県庁及びその他類似した機関。

活動

- 第一次監視班との恒常的な交流を維持し、豚コレラの発生中心地を適時に発見する。

- 病気の発生中心地の可能性として通達された全てを対応する。
- SENACSA の中央研究所に送付するため、臨床的診断と検体の採取を行う。
- 適時な発生中心地の対応。地域の状況に従い、適当な衛生的措置を講じる。
- 疫病に関する情報を発生中心地の開始及び終了に該当する視察記録に登録する。
- 豚の検体採取技術に関連する訓練を行う。
- 事業のコーディネータ、地域部長、地方部長による養豚農家の監督。

サブ・プログラム

- 診断
- ワクチンの製造と管理
- 衛生教育
- 疫病的監視
- 発生中心地の管理
- 情報システム

西部地域においては 1993 年より、豚コレラの臨床的な不在が研究の結果として確認されている。

西部地域は、SENACSA の 2000 年 4 月 12 日の決議第 164 号により、予防接種の条件無しで豚コレラ・フリー地域として認証されている。

2.6 牛の狂犬病防除のための国家計画

目的：

全国的な牛の狂犬病の防除を行う。

サブ・プログラム

- 活発的な疫病監視
- 発生中心地の管理
- 研究所による診断と生物製品の管理
- 予防接種
- 媒体の管理
- 衛生教育
- 人材育成

2.7 馬の伝染性貧血防除及び撲滅のための国家計画

目的：

パラグアイにおける馬の伝染性貧血の流行を減少する。

戦略

- 関連する部門との協定の提携。計画に参加させるため生産者団体等と。
- 動物の流通を活発化するため、意欲を改善する。
- 民間で活動する獣医を計画に参加させる。
- 国際的な協力機関及び獣医学機関との技術及び資金的な協力の交渉。

実施段階

- 制度が導入された地域における陰性反応及びフリー群及び地域で現在行われている認証活動の強化。
- セントラル県及びその近郊、軍隊の第一師団、アスンシオン競馬場、競馬クラブ、警察の騎馬隊、軍事学校、展覧会、競売等を含んだ新しい地域を陰性反応・フリー群認証制度に取り入れる。
- 研究所による特定な診断。
- 疫病監視体制の強化。
- 陽性反応の動物を探知するために、馬の血清のサンプリング。

3. 研究

3.1 口蹄疫

- 動物が結集する場所(家畜の展覧会)、運搬中の牛群、そして畜産施設そのもの等に搬入する牛から血清をサンプリング(*Monitoreo serológico*)し、ビールス活動を探知する。
- 牛での口蹄疫ビールスの活動がないことを確認するため、全国レベルの血清疫学的サンプリング(*Muestreo seroepidemiológico*)。
- 口蹄疫に対する抗体の水準の判定。
- 小囊の病気と区別するための診断。
- 見張り動物(*Animales Centinelas*) (羊、ヤギ及び豚)の血清サンプリング。

3.2 牛のブルセラ病

- ブルセラ病を診断するため、多種の動物の血清サンプリング。
- 様々な動物及び人間から採取した検体に基づき、ブルセラの分離及び到底。

3.3 牛の結核

- 様々な種類の動物の酵酸菌(*Micobacterias*)の分離と同定。

3.4 ニューカッスル病

- 生体で鶏を売買するセンター、及び全国的な野生の鶏のニューカッスル病ビールスの活動を探索。

3.5 豚コレラ

- 冷蔵業者及び養豚農家の豚から採取した血清のサンプルから豚コレラのビールス活動を探索。

3.6 狂犬病

- 様々な濃度で狂犬病のワクチンを製造し、それらのワクチンが与える免疫の持続性を評価。

4. 生物製品の製造と管理

4.1 口蹄疫

国内で使用される口蹄疫に対するワクチンは、民間業者によって輸入されているものと国内の研究所が製造しているものがある。

輸入されたもの、又は国内で製造されたものであっても、ワクチンの 100%は SENACSA の研究所によって検査されている(品質及び無害性)。

4.2 牛のブルセラ病

SENACSA の研究所(ブルセラ課)は、この病気を診断するための抗原を製造している。

また、SENACSA は組織内の地方研究所及びこの病気の診断が認められている研究所に抗原を配布している。

国内で使用されているワクチン(Cepa Abortus B19 及び RSV1)については、民間業者が輸入している。使用されるワクチンの 100%は、流通のため SENACSA によって品質管理が行われている。

4.3 牛の結核

SENACSA の研究所(結核課)、牛の結核用 PPD ツベルクリン(Tuberculina PPD bovina)を製造しており、組織の地域事務所及び地方事務所に配布するとともに、計画の実施のためとして要請する民間の獣医にも配布している。

診断、生物製品の製造と管理技術について、SENACSA は国際的な照合機関であるパン・アメリカン口蹄疫センター及びパン・アメリカン食料及び動物原性感染症保護院(INPPAZ)に送付している。

4.4 豚コレラ

豚コレラ及びニューカッスル病に対するワクチンの製造については、中国政府及び獣医学部(UNA)の技術協力によって行っている。

4.5 牛の狂犬病

危険地域として考慮される地域で使用されるワクチンは民間業者によって輸入され、SENACSA(狂犬病課)の研究所で品質管理が行われている。

5. 衛生政策

SENACSA が担当する家畜衛生政策は中期及び長期的なものである。

- 国際市場の拡大を目的とした家畜衛生の向上。
- 生産及び市場に大きな影響を与える疾病に関連する事業を優先的に実施する。
- 地域的に互換性のある生産と、生産性の向上。
- 家畜衛生事業への参加組織として地域及び地方委員会の結成を促す。
- 民間の家畜衛生事業への活発的な参加を促す。
- 生産の阻害要因の研究を促す。
- 資源の合理化を図るため、組織の機構を改善する。
- 定められた目的を達成するための手段として、人材を育成する。
- 法的規制の更新。
- 動物原性感染症防除のため、公共衛生を支援する。
- SENACSA が担当する衛生事業で利用される、国内で製造又は輸入されている生物製品の品質管理を行う。
- 広域事業への参加(ラ・プラタ流域、メルコスール)。

6. 成果

6.1 口蹄疫

- 1992 年より、全国レベルで口蹄疫撲滅のための国家計画の実施。
- 口蹄疫撲滅のためのラ・プラタ流域協定等広域的な計画への統合。
- 1992 年より、全国で油性 (*oleoso*) の口蹄疫ワクチンを導入。
- 油性の補助剤(*adyuvante oleoso*) を利用した口蹄疫ワクチンの国内製造。
- 国内で使用される口蹄疫ワクチンの 100%を検査。
- 口蹄疫とは異なる疾病の研究所における迅速的な診断。この地域ではブラジルのリオ・デ・ジャネイロに位置するパン・アメリカン口蹄疫センターが照合機関として機能している。
- SENACSA の中央研究所におけるバイオ・セキュリティ・プログラムの導入。
- 畜産施設については衛生的施設が増設及び改善されている(柵、足枷、枷等)。
- 疾病に対する認識及び社会経済的なリスクに関する知識が住民の中で向上。
- 病気の疫病の特性化と発生状況に応じた地方的な対応。
- 全国範囲の活発的な疫病監視体制。
- 冷蔵業者、動物の結集場等での疫病監視体制の強化、畜産施設への訪問。
- 検疫体制の強化。
- 疫病に関する国際的な情報交換制度。
- 隣接国との衛生的な提携。
- 1994 年 9 月から臨床的な口蹄疫の欠如。
- 住民参加
 - 法律第 808/96 号では「全国において口蹄疫撲滅のための国家計画を義務として宣言」されており、畜産部門の効果的そして主体的な、口蹄疫撲滅計画への参加が容易となっている。
 - 口蹄疫撲滅のための組織間調整委員会の設立及び機能。この委員会は法律第 808/96 号によって制定された基金を SENACSA と共同で運営している。

➤ SENACSA の決議第 259/93 号によって規制される動物衛生委員会(地区、地方及びローカル)の結成と機能。

- 予防接種の条件下による口蹄疫フリー国としての認証を国際獣疫事務所(OIE)より、1997 年 5 月より付与され、1998 年、1999 年及び 2000 年に再認証。
- 国立動物衛生緊急委員会(Comisión Nacional de Emergencia Sanitaria Animal, SINAESA)の結成。

6.2 牛のブルセラ病

- スタンダード化された技術による分析結果の保証。パン・アメリカン口蹄疫センター(CPFA)がこの地域の照合機関である。
- SENACSA の中央研究所で診断のための抗原が製造及び検査されており、事業の需要を補っている。
- SENACSA は国内で使用されている、外国産のブルセラ病のワクチンの 100%の品質管理を行っている。
- ブルセラの分離と同定(Bs. Abortus 及び Br. Melitensis biotipo 1)。
- 市役所及び生産者組合との提携。
- 国内及び国際的(原文では *internaciones "internacionales の間違い?"*)な家畜の展覧会、競売及び展示会における疫病の監視。
- カアグアス県エウロヒオ・エスティガリビア地区のブルセラ病フリー地区の宣言とその維持。
- 牛乳生産地域におけるフリー群の認証。

6.3 結核

- SENACSA の中央研究所において、動物に使用する PPD ツベルクリン(Tuberculina PPD de uso animal)を製造・検査。
- 市役所及び生産者組合との提携。
- 国内及び国際的(原文では *internaciones "internacionales の間違い?"*)な家畜の展覧会、競売及び展示会における疫病の監視。
- カアグアス県エウロヒオ・エスティガリビア地区のブルセラ病フリー地区の宣言とその維持。
- 牛乳生産地域におけるフリー群の認証。
- ウシ型結核菌 (*Mycobacterium bovis*)の分離と同定。

6.4 狂犬病

- スタンダード化された技術による研究所での診断。
- 狂犬病事業にかかわる技術的人材の予防接種。
- 吸血コウモリが媒介する狂犬病の危険地域の特徴付け。
- 他の機関との統合的情報システム及び SENACSA が刊行する疫病雑誌への毎月の掲載。
- 牛の狂犬病の媒体の研究(吸血コウモリ)。
- 犬の狂犬病防除のため、公共衛生及び社会福祉省との連携。

6.5 豚コレラ

- 1998年より撲滅計画の導入。
- スタンダード化された技術による研究所での診断。
- 発生中心地の対応と撲滅。
- 診断のための検体処理。
- 情報システム及び監視体制の維持。
- 中国政府及び獣医学部(UNA)の技術協力により、小規模農民に対するワクチンの無償配布。
- 豚の運搬登録及び許可制度の導入。
- 展覧会、展示会及び輸出に向けた豚の100%を衛生検査。
- 国内の西部地域を予防接種無しで豚コレラ・フリー地域として認証(SENACSA の決済第164/2000号)。

6.6 ニューカッスル病

- 1998年より国家撲滅計画の導入。
- SENACSA の中央研究所における研究所の診断(ニューカッスル課)。
- 疫病情報及び監視体制の維持。
- 中国政府及び獣医学部(UNA)の技術協力により、小規模農民に対するワクチンの無償配布。
- 展覧会、展示会及び輸出に向けた鶏の100%を衛生検査。
- 疾病の無い養鶏施設の認証と維持。
- ニューカッスル・フリー国としての認証(SENACSA の決済第393/2000号および政令第11469/2000号)

6.7 馬伝染性貧血

- SENACSA の中央研究所における研究所の診断(馬伝染性貧血課)。
- 疾病の流行の減少。
- 展覧会、展示会及び輸入された馬の100%を衛生検査。
- フリー群(*haras*)の認証と維持。
- 法的なバックアップ(政令第9965号「馬伝染性貧血の防除及び撲滅のための国家計画の細則を定めるもの」)。

7. 情報システム

システムは、全国に分散されている現地での実行者から得られた情報、SENACSA に関連する衛生事業に関連する活動を行っている官民の研究所の活動、ワクチンの販売店等から得られた情報を登録及び連結しており、情報の必要性に対応できるものとなっている。

システムには、中央事務所及び地方事務所が含まれており、データの電子処理は当組織の人材で行っており、このための適切な訓練を受けている。

情報の出力は利用者のニーズによって異なり、疫病課と共同で作成する狂犬病の疫病情報誌、衛生

事業に関連する統計の半年毎の広報、内部、国内及び国際的な利用者の要請に基づく報告等としてまとめられている。

また、作成された情報は、企画担当、評価担当、疫病学者、研究者、調整員、衛生教育士等、様々な専門分野によって構成されたグループによって検討され、衛生事業の効率性及び効果を改善するための意思決定を支援する活動等を提案している。

地方のコンピュータには、CATAPRO(生産者登記簿管理システム)が導入されている。

国際情報システム：

ラ・プラタ流域口蹄疫撲滅協定、パン・アメリカン口蹄疫センター(CPFA)、国際獣疫事務所(OIE)との協定。

8. 国家動物衛生緊急体制(SINAESA)

法律第 808/96 号および政令第 4452/99 号により、国立動物衛生緊急委員会の機構と機能が定められている。

目的：国を口蹄疫及びその他の外来病からフリー国として確立及び維持する。

定義：外来病の進入を防ぎ、国内で発生した場合は効率及び効果的に撲滅するために設立された技術及び運営的組織である。

組織

国家動物衛生緊急委員会は次のものより構成されている：

- 農牧大臣
- 畜産次官
- 国立家畜衛生サービス(SENACSA)の理事長。
- パラグアイ農村連盟の会長。
- 内務省の代表者。
- 公共衛生及び社会福祉省の代表者。
- 国防省の代表者。
- 公共事業及び通信省の代表者。

SENACSA の職員によって構成される動物衛生緊急委員会

- SENACSA の理事長
- 衛生緊急部長
- 地方総局長
- 研究所総局長

- 技術サービス総局長
- 運営・財務総局長
- 衛生教育及び普及課長
- 法律顧問部長

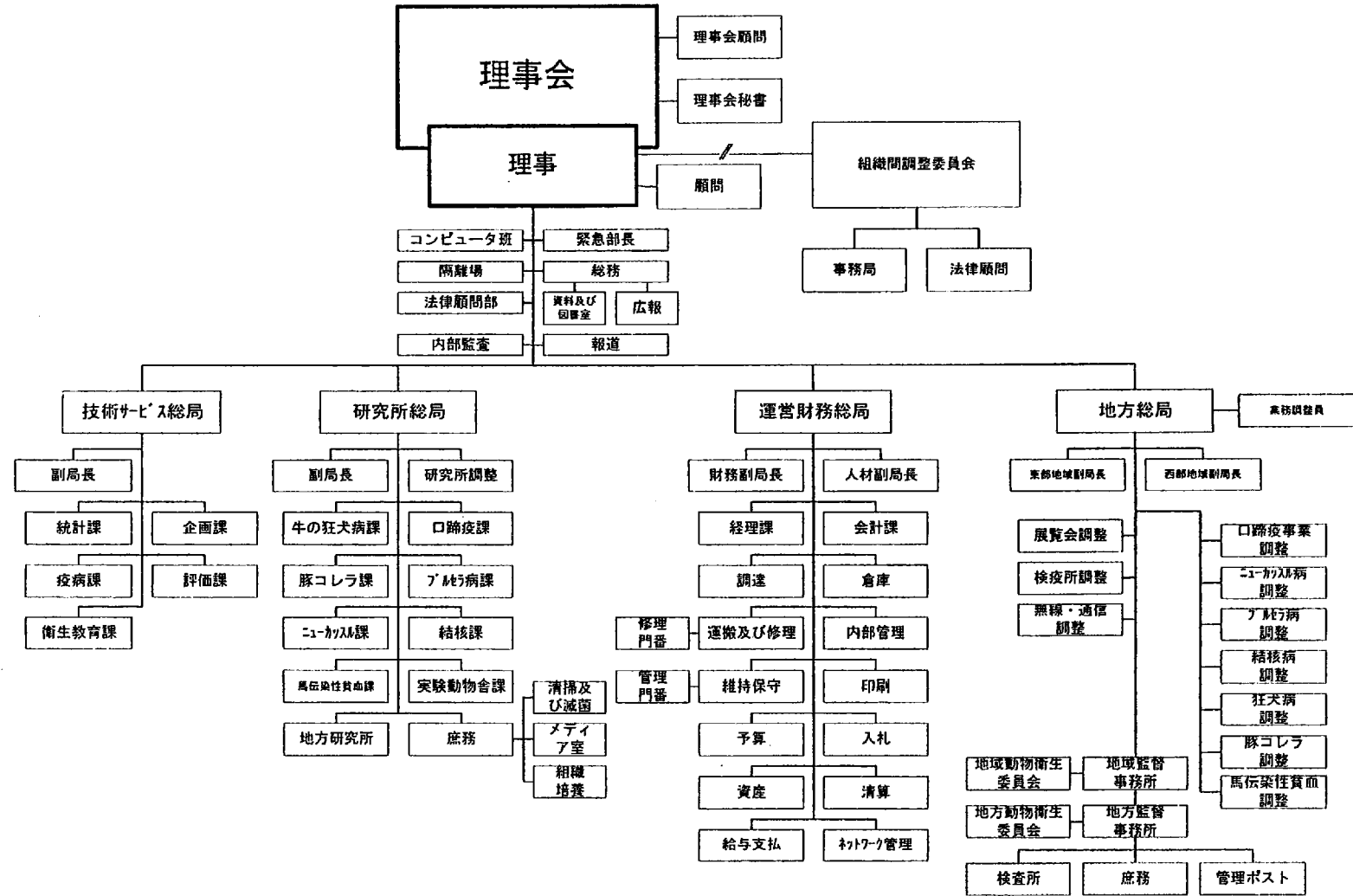
9. 国際協力

国立家畜衛生サービスは恒常的なパン・アメリカン保健機構（OPS）から援助を受けている。また、同様にアメリカ農業協力院(IICA)、国際獣疫事務所(OIE)、ドイツ協力団(GTZ)、ヨーロッパ共同体(EU)、メルコスールからも受け、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ及びボリビアとラ・プラタ流域口蹄疫撲滅のための協定も署名している。

付属書 1

国立家畜衛生サービス(SENACSA)の組織図

国立家畜衛生サービス(SENACSA)



付属書 2

位置図：

地域事務所及び地方事務所

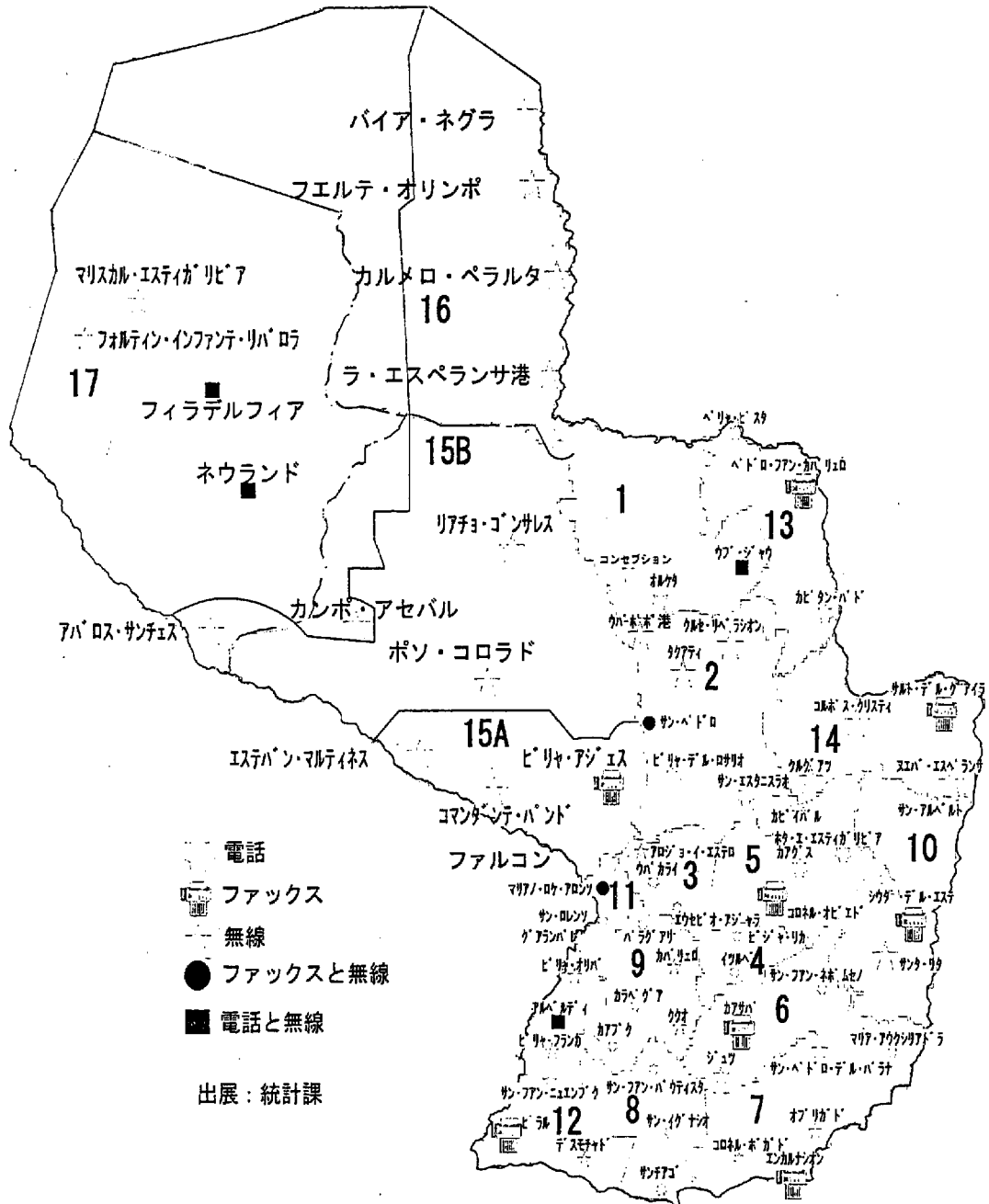
運搬管理事務所

通信手段

移動手段

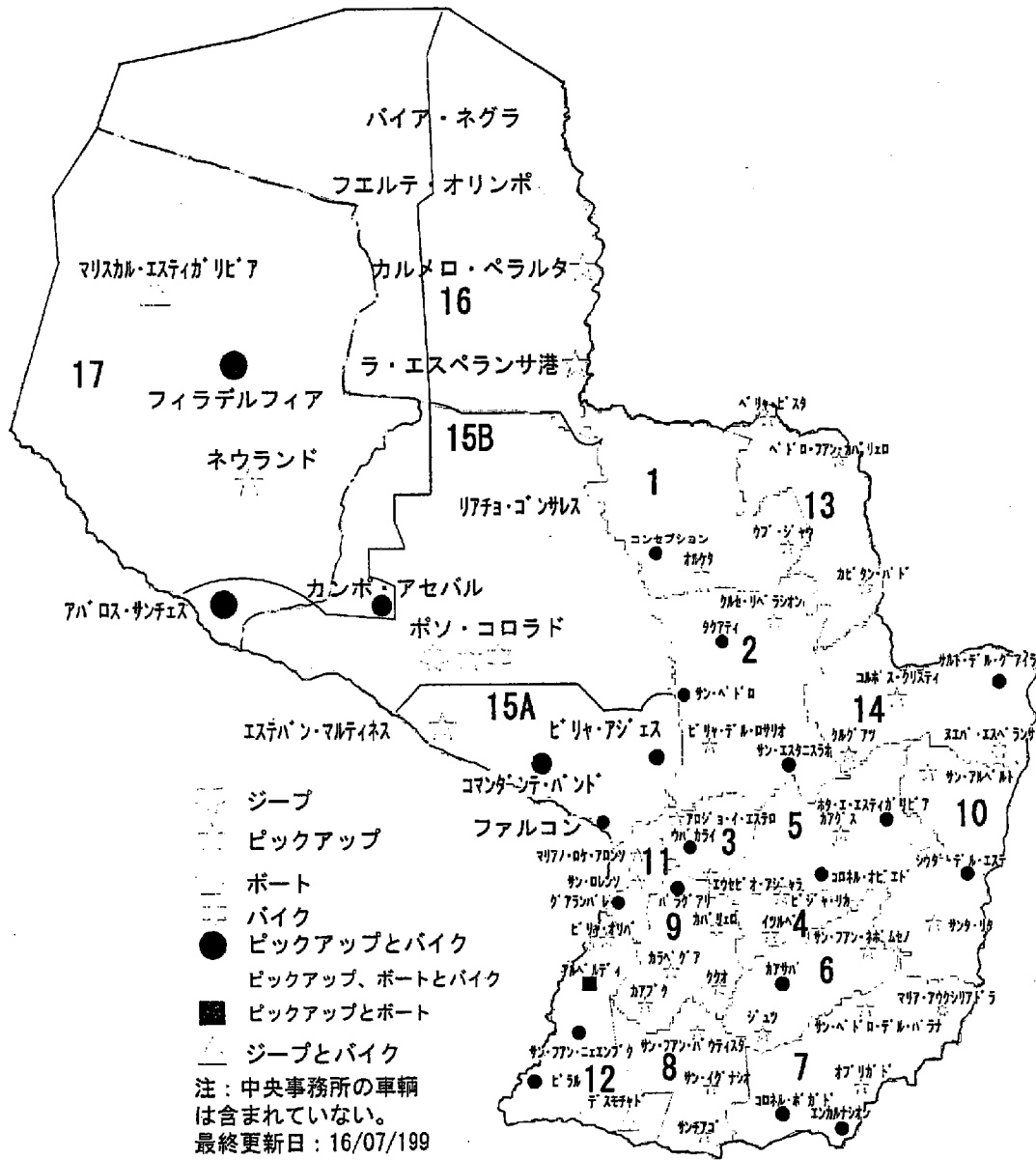
SENACSA の通信手段

2001年パラグアイ



SENACSA の交通手段

2000年-パラグアイ



SENACSA の運搬管理事務所

